

騒音規制法・振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業一覧表

(◎：要届出、○：規制対象だが届出不要、－：規制対象外)

番号	特定建設作業の種類		騒音規制法	騒音規制法	県条例		備考
					騒音	振動	
1	くい打ち機を使用する作業						
	1 既成ぐい（矢板を含む）	①打撃工法	◎	◎	○	○	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ等（もんけんは除く）。
		②振動工法	◎	◎	○	○	バイブロハンマ
		③アースオーガと併用する作業	－	◎	◎	○	アースオーガ等を併用して打撃振動を加える場合に限る（プレボーリング工法）。
		④静的な力を利用	－	－	－	－	圧入工法、ウォータージェット工法
2 現場打ちぐい		－	－	－	－	ベント工法。	
2	くい抜き機を使用する方法						
	1 衝撃力を利用した方法		◎	◎	○	○	バイブロハンマ等（もんけんを除く）。
	2 静的な力を利用		－	－	－	－	油圧式。
3	くい打ちくい抜き機を使用する作業						
	1 振動を利用した方法		◎	◎	○	○	
	2 静的な力を利用		－	－	－	－	圧入工法
4	びょう打機を使用する作業						
	1 リベッチングハンマ		◎	－	○	－	
	2 その他		－	－	－	－	インパクトレンチによる高張力ボルト締め等。
5	削岩機を使用する作業 移動作業については、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る						
	1 ブレーカー	①手持式	◎	－	○	－	空圧式、油圧式、エンジン式、電動式等。
		②その他	◎	◎	○	○	ショベルカーに取り付けた大型ブレーカー。
2 さく孔を主とするもの		◎	－	○	－	ジャックハンマ、レッドドリル、ドイルジャンボ、クロードドリル、ダウンザホールドリル等。	
6	空気圧縮機を使用する作業 削岩機の動力として使用するものを除く						
	1 電動式		－	－	－	－	
	2 その他	①15kW未満	－	－	－	－	
②15kW以上		◎	－	○	－		
7	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		◎	－	○	－	コンクリートプラントはモルタル製造用以外のものとして、混練容量が0.45m ³ 以上のもの。アスファルトプラントは、混練容量が200kg以上のもの。
8	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		－	◎	－	○	
9	舗装版破砕機を使用する作業		－	◎	－	○	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。
10	バックホウを使用する作業 定格出力80kW以上		◎	－	－	－	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（低騒音型建設機械）は、騒音規制法の対象外
11	トラクターショベルを使用する作業 定格出力70kW以上		◎	－	－	－	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（低騒音型建設機械）は、騒音規制法の対象外
12	ブルドーザーを使用する作業 定格出力40kW以上		◎	－	－	－	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（低騒音型建設機械）は、騒音規制法の対象外
13	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業		－	－	◎	－	低騒音型建設機械、定格出力80kW未満のバックホウ、定格出力70kW未満のトラクターショベル、定格出力40kW未満のブルドーザーなど。建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む。
14	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業		－	－	◎	－	ニブラー、圧砕機、自走式破砕機など。